宜野湾市総務部総務課における随意契約の実績（令和７年度）下半期分　　単位：円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	予定価格	契約の相手方の名称	地方自治法 施行令（根拠）	随意契約とした理由
1	昇降機機能維持修繕（１・２・３号機）	令和8年2月6日	2,141,700	2,141,700	沖縄菱電ビルシステム株式会社	第167条の２ 第１項第２号	市庁舎本館（1・2号機）および別館（3号機）のエレベーター（三菱電機製）において、定期点検の結果、主要部品について交換を要する旨の報告があった。重大事故を未然に防止し、利用者の安全を確保するため早急な修繕が必要である。既存の保守業者や入札参加有資格者へ打診したところ、いずれも部品調達の都合により年度内完了が困難との回答であったが、製造メーカーの系列である当該業者のみが年度内の部品調達および修繕完了が可能であった。よって、本修繕を年度内に確実に履行できる者は当該業者に限られるため、随意契約とする。
2	自家用電気工作物及び 消防設備保守点検管理業務委託	令和8年3月31日	1,768,800	1,775,785	一般財団法人沖縄電気保安協会	第167条の２ 第１項第２号	令和8年3月6日に執行予定であった指名競争入札において、指名業者のうち1者を除き辞退があったため、競争性が確保できず入札を取りやめることとなった。本業務を確実に履行できる者は、現行の保守管理を担い設備等に精通しているとともに唯一受託の意思を有する当該業者に限られるため、随意契約とする。